

議案第4号

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例（平成27年かす
みがうら市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例

第1条中「（以下「交流センター」という。）」の次に「及び交流センター
に附属する施設（以下「附属施設」という。）」を加える。

第2条中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加える。

第3条に次の1項を加える。

2 附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
----	----

歩崎栈橋	かすみがうら市坂地先霞ヶ浦湖岸
古民家江口屋	かすみがうら市坂 8 9 5 番地 1

第 4 条の見出し中「施設」の次に「の種類」を加え、同条第 1 項中「に、次の施設を設ける」を「の施設の種類の、次のとおりとする」に改める。

第 20 条を第 23 条とする。

第 19 条の見出し中「読み替え」を「読替え」に改め、同条中「第 7 条から第 14 条まで」を「第 8 条から第 17 条まで」に、「第 7 条中「第 4 条の施設」」を「第 8 条中「第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 条（第 2 項第 4 号を除く。）の施設」」に改め、「調理実習室」の次に「、係留栈橋、多目的栈橋、宿泊室（和室）、宿泊室（洋室）及び共用スペース」を加え、「第 8 条及び第 9 条」を「第 9 条から第 11 条までの規定」に、「第 10 条見出しにおいて」を「第 12 条の見出し中」に、「第 10 条中」を「同条中」に、「第 11 条」を「第 13 条」に、「第 12 条」を「「市長は、第 1 項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるとき」とあるのは「指定管理者は、第 1 項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認め、市長の承認を得たとき」と、第 14 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、「第 12 条に規定する使用料」とあるのは「第 21 条第 2 項の規定により指定管理者が定める利用料金」と、第 15 条」に、「第 13 条」を「第 16 条」に、「第 14 条中」を「第 17 条中」に改め、同条を第 22 条とする。

第 18 条中「第 16 条」を「第 19 条」に改め、「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 利用料金は、第 12 条の規定にかかわらず、別表に定める額を基準に、0.

5 を乗じて得た額から 1. 5 を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更する

ときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

第18条を第21条とする。

第17条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「免除」を「減免」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加え、同条を第20条とする。

(5) 歩崎栈橋の使用許可及び運営に関する業務

(6) 古民家江口屋の使用許可及び運営に関する業務

第16条中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条を第19条とする。

第15条中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条を第18条とする。

第14条中「交流センター」の次に「若しくは附属施設」を加え、「第8条」を「第9条」に改め、同条を第17条とする。

第13条第1号中「交流センター」の次に「又は附属施設」を加え、同条第2号中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条を第16条とする。

第12条中「交流センター」の次に「又は附属施設」を加え、同条を第15条とする。

第11条を次のように改め、同条を第13条とする。

(使用料の減免)

第13条 次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、使用者の申請に応じ、前条の規定による別表に掲げる使用料を免除し、又はその2分の1の額を減額することができる。

(1) 免除することができる基準

ア 市の機関が主催し、行政施策及び事務事業の遂行のために利用するとき。

イ 市以外の官公署が、市政に関連した目的により利用するとき。

ウ 市内の各種団体が、市の行政活動への協力を目的として利用するとき。

(2) 減額することができる基準

ア 市の機関が後援、協力又は協賛するとき。

2 市長は、第1項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるときは、前項の規定に準じ使用料を免除し、又は減額することができる。

3 前項までの規定により算出して得た1件あたりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、この端数金額を切り捨てるものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(営利を目的とする場合の使用料の割増)

第14条 指定管理者以外の者が営利を目的として使用することができる施設における当該使用に係る使用料は、前2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 個人又は団体が営利を目的として使用する場合 第12条に規定する使用料の2倍の額

(2) 前号の場合において、物品等の販売、入場料の徴収等を行う場合 第12条に規定する使用料の5倍の額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、使用者のうち一部の者が当該使用における他の使用者から報酬（これに類するものを含む。）を徴収する場合 前2号との権衡を考慮し規則で定める額

第10条中「かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号。以下「使用料条例」という。）又は」を削り、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「入館」の次に「及び入場」を加え、同条中「センターへの入館」を「交流センター若しくは附属施設への入館若しくは入場」に、「セ

ンターからの退館」を「交流センター若しくは附属施設からの退館若しくは退場」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条第 4 号中「交流センター」の次に「又は附属施設」を加え、同条を第 9 条とする。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(行為の禁止)

第 10 条 何人も、交流センター又は附属施設においては、次に掲げる行為をしてはならない

- (1) 施設の機能を妨げ、又は施設を損傷し、若しくは汚損すること。
- (2) 無断で附属施設に立ち入ること。
- (3) その他市長が施設の管理上支障があると認める行為をすること。

第 7 条第 1 項中「第 4 条（第 4 号を除く。）」を「第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 条（第 1 項第 1 号及び第 2 項第 4 号を除く。）」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、「は及び」を「及び」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「交流センターは」を「交流センター及び附属施設は」に改め、同条第 3 号中「観光振興」の次に「及び産業振興」を加え、同条第 4 号中「その他」を削り、「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条を同条第 7 号とし、同条第 3 号の次に次の 3 号を加える。

- (4) 体験型観光に関する事業
- (5) 移住及び定住の促進に関する事業
- (6) コミュニティーの推進に関する事業

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(附属施設の種類)

第5条 歩崎棧橋の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 係留棧橋
- (2) 多目的棧橋

2 古民家江口屋の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊室（和室A・B）
- (2) 宿泊室（洋室A・B）
- (3) 共用スペース
- (4) 浴室

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

区分		使用料		備考
調理実習室	市内に住所を有する者	2 4 0 円		1 時間当たり
	上記以外の者	3 6 0 円		1 時間当たり
シャワー室		2 0 0 円		1 5 分当たり
歩崎棧橋		貸切に よる使 用の場 合	2, 0 0 0 円	4 時間未満
			4, 0 0 0 円	4 時間以上 8 時間未 満
		上記以 外の場 合	5 0 0 円	係留 1 回 1 艇当たり
古民家江口屋				
宿泊室（和 室 A・B、	市内に住所を有する者	大人 5, 0 0 0 円 小人 3, 0 0 0 円	1 泊 1 人当たり	

洋室A・ B)	上記以外の者	大人 7,500円 小人 4,500円	1泊1人当たり
宿泊貸切	市内に住所を有する者	16,000円	宿泊室の使用料に加 算するものとする。
	上記以外の者	24,000円	
共用ス ペース	市内に住所を有する者	800円	1時間当たり
	上記以外の者	1,200円	1時間当たり
浴室		大人 220円 小人 110円	1回1人当たり（宿 泊に伴う使用の場合は、 1泊1人当たり）

備考

- 調理実習室若しくは古民家江口屋の共用スペースを団体が使用する場合又は古民家江口屋を団体が宿泊貸切により使用する場合の区分は、当該使用の申請を行う者の区分によるものとする。
- 「小人」とは、小学生以下の者をいう。
- 乳児（1歳に満たない者をいう。）の使用料は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）
- かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第23号中「かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例」を「かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例」に改める。

（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）

- かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがう

ら市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表交流センターの項を削る。